

不妊治療費助成事業のお知らせ

泊村では、令和6年4月より、妊娠を希望され治療を受けている方の経済的な負担を軽減できるように、不妊治療費助成事業を開始します。

下記の内容で実施しますので、対象となる方は健康支援課 保健師にご相談のうえご活用下さい。



*****対象となる方*****

泊村に住所があり、婚姻をしている（事実婚を含む）ご夫婦で、不妊治療を受けた治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の方

*****助成内容*****

【助成額】

保険適用、先進不妊治療（保険適用外）に関わらず、1回の治療につき15万円を上限に治療費を助成します。

【回数】

40歳未満の方：6回まで 43歳未満の方：3回まで
※国で示されている保険適用不妊治療の回数としています。



*****申請の流れ*****

- ① 事前に 健康支援課 保健師 にご相談ください。
申請方法等についてご説明し、関係書類（受診等証明書様式等）をお渡しします。
- ② 不妊治療を受けられる医療機関に、上記受診等証明書様式を渡し、記入してもらいます。
医療機関で治療費用の支払いをします。
- ③ 健康支援課（保健センター）で申請を行います。
必要書類等～申請書（窓口でお渡しします）、印鑑、マイナンバーカード、
受診等証明書（②で記入してもらった様式）、領収証、
振込金融機関の口座がわかる通帳（後日振込のため）
- ④ 後日、治療費用が口座に振り込まれます。



泊村役場 健康支援課
保健師 TEL：65-2278